

## 家庭保育室等運営事業費補助金交付要綱

### (目的)

- 第1条 この補助金は、増大する保育需要に対応するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第61条で規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第62条で規定する県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、家庭保育室の運営により、児童の適切な保護を行うことを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

- 第2条 この補助金は、市町村が行う家庭保育室等運営事業（以下「事業」という。）を交付の対象とし、その内容は別表による。

### (交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄の基準額と、第2欄の対象経費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、この選定された額に第3欄の補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) この補助金は、規則及び家庭保育室等運営事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

### (申請手続)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (変更申請手続)

- 第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、前条の規定を準用し、別紙様式第3号により申請するものとする。

### (交付決定までの標準的期間)

- 第7条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の方法)

第8条 この補助金は、概算払で交付する。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条の交付決定通知書又は変更交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号又は別紙様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第5号のとおりとし、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第11条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 別表

## 算 定 基 準

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 運営費</p> <p>(1) 乳児1人月額 18,500円</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない児童1人月額 9,200円</p> <p>2 長時間保育推進費</p> <p>1 1時間を超えて30分以上保育する児童1人月額 2,000円</p> <p>3 障害児保育推進費 児童1人月額 9,300円</p>	家庭保育室運営費補助事業に必要な経費	1/2

別紙様式第1号

令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金交付申請書

令和 第 年 月 日  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

下記により、令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金所要額調書（別表1）
- 3 令和 年度家庭保育室等運営事業計画書（別表2）

別紙様式第2号

令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金交付決定通知書

令和 第 年 月 日 号

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則、家庭保育室等運営事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
  - (2) この補助金に係る事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。

別紙様式第3号

令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金変更交付申請書

令和 第 年 月 日  
令和 第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金について、変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金所要額調書（別表1）
- 3 令和 年度家庭保育室等運営事業計画書（別表2）

別紙様式第4号

令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金変更交付決定通知書

令和 第 年 月 日 号

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- |   |           |     |   |
|---|-----------|-----|---|
| 1 | 変更交付申請額   | 金   | 円 |
| 2 | 変更交付決定額   | 金   | 円 |
| 3 | 既 交 付 額   | 金   | 円 |
| 4 | 差引追加(減少)額 | 金   | 円 |
| 5 | 支 払 い 方 法 | 概算払 |   |
| 6 | 交付条件      |     |   |

- (1) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則、家庭保育室等運営事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
- (2) この補助金に係る事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。

別紙様式第5号

令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金実績報告書

令和 第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金精算調書（別表1）
- 2 令和 年度家庭保育室等運営事業実績調書（別表2）

別紙様式第6号

令和 年度家庭保育室等運営事業費補助金交付決定通知書

令和 第 年 月 日  
令和 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度家庭  
保育室等運営事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号  
による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助金交付確定額	金	円
3	差引過不足(△)額	金	円

別表 1

令和 年度 家庭 保育 室 等 運 営 事 業 費 補 助 金 所 要 額 調 書

							市町村名	
事 業	対 象 経 費 支 出 予 定 額	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額	差 引 額 ( A - B )	基 準 額	補 助 基 本 額 ( C と D を 比 較 し て 少 な い 方 の 額 )	要 県 費 補 助 額	備 考	
	A	B	C	D	E	F		
家 庭 保 育 室 等 運 営 事 業 費 補 助 事 業			0	0	0	( E × 1/2 ) 円 0		

- (注)
- 1 「F」欄は、補助率（1／2）を掛けて算出すること。
  - 2 要県費補助額は、1,000円未満を切り捨てること。
  - 3 備考欄に事業名及び予算額を記入すること。





- 3 管外の家庭保育室に委託する場合は、家庭保育室名の下に市町村名を記入すること。

(3) 月別保育状況見込調書

月別	家庭保育室数		初日在籍児年間延人数				運 営 費				長時間保育推進費		障害児保育推進費	
	管内	管外	乳児	1歳	2歳	計	乳児 18,500		1・2歳児 9,200		乳児、1・2歳児 2,000		乳児、1・2歳児 9,300	
	所	所	人	人	人	人	人	円	人	円	人	円	人	円
4月						0	0	0	0	0		0		0
5月						0	0	0	0	0		0		0
6月						0	0	0	0	0		0		0
7月						0	0	0	0	0		0		0
8月						0	0	0	0	0		0		0
9月						0	0	0	0	0		0		0
10月						0	0	0	0	0		0		0
11月						0	0	0	0	0		0		0
12月						0	0	0	0	0		0		0
1月						0	0	0	0	0		0		0
2月						0	0	0	0	0		0		0
3月						0	0	0	0	0		0		0
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

県費補助基準額
0

- (注) 1 初日在籍児年間延人員欄の計、運営費、長時間保育推進費、障害児保育推進費の各欄の計は、(2)家庭保育室別調書の各欄の計と一致すること。  
 2 県費補助基準額欄は、県費基準額単価により算出した運営費、長時間保育推進費、障害児保育推進費の合計額を記入する（別表1 家庭保育室等運営事業費補助金所要額調書D欄の基準額とも一致）。

(4) この様式は、家庭保育室から市町村長に提出してください。

## 家庭保育室改善計画書

令和 年 月 日

市町村長 様

家庭保育室名

代表者

家庭保育室等運営費補助事業実施要綱等による基準の適合について、改善計画書を提出します。

### 1 改善を必要とする事項

### 2 改善計画の内容

### 3 改善予定年月日

注1 改善計画書を提出した場合は、必ず改善報告書を提出してください。

2 この計画書による改善が完了しなかった場合、要綱等に定める基準に適合しないこととなるため、補助金返還の対象となります。



別表 1

令和 年度 家庭保育室等運営事業費補助金精算調書

市町村名	
------	--

事業	対象経費支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	補助基本額 (CとDを比較して 少ない方の額) E	要県費補助額 F ( E × 1/2 ) 円	備考
家庭保育室等運営事業費補助事業			0	0	0	0	

- (注)
- 1 「F」欄は、補助率（1／2）を掛けて算出すること。
  - 2 要県費補助額は、1,000円未満を切り捨てること。
  - 3 備考欄に事業名及び決算額を記入すること。

別表2

1 令和 年度家庭保育室等運営事業実績調書  
 (1) 家庭保育室状況等 ( 月1日現在)

番号 A	施設名 B	指定年月日 C	保育室の状況			保育従事者の状況				入所在籍児童数						
			設置階 D	構造 E	総面積 F	保育従事者数 延べ勤務時間 G	内 訳			0歳児 K	1歳児 L	2歳児 M	3歳児 N	4歳 以上児 O	計 P	
							保育士 H	看護師・保健師 I	その他 J							
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人
						0人										0人
						0時間										0人

- (注) 1 E欄には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条9号の2に規定する耐火建築物である場合は、「耐」と記入する。  
 2 F欄の総面積は、保育を行う保育室の面積とする。  
 3 G欄には、当該施設における保育従事者の人数及びその月の延べ勤務時間（単位：時間）について記入し、H～I欄にその内訳を記入すること。  
 4 K～P欄には、管外児童や当事業の補助対象外となる児童（3歳以上児及び保育に欠けない児童等）も含めたすべての入所児童について、その月における在籍児童数を記入すること。



3 管外の家庭保育室に委託する場合は、家庭保育室名の下に市町村名を記入すること。

(3) 月別保育状況実績調書

月別	家庭保育室数		初日在籍児年間延人数				運 営 費				長時間保育推進費		障害児保育推進費	
	管内	管外	乳児	1歳	2歳	計	乳児 18,500		1・2歳児 9,200		乳児、1・2歳児 2,000		乳児、1・2歳児 9,300	
	所	所	人	人	人	人	人	円	人	円	人	円	人	円
4月						0	0	0	0	0		0		0
5月						0	0	0	0	0		0		0
6月						0	0	0	0	0		0		0
7月						0	0	0	0	0		0		0
8月						0	0	0	0	0		0		0
9月						0	0	0	0	0		0		0
10月						0	0	0	0	0		0		0
11月						0	0	0	0	0		0		0
12月						0	0	0	0	0		0		0
1月						0	0	0	0	0		0		0
2月						0	0	0	0	0		0		0
3月						0	0	0	0	0		0		0
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

県費補助基準額
0

- (注) 1 初日在籍児年間延人員欄の計、運営費、長時間保育推進費、障害児保育推進費の各欄の計は、(2)家庭保育室別実績調書の各欄の計と一致すること。  
 2 県費補助基準額欄は、県費基準額単価により算出した運営費、長時間保育推進費、障害児保育推進費の合計額を記入する（別表1家庭保育室等運営事業費補助金実績調書D欄の基準額とも一致）。

#### (4) 家庭保育室補助基準確認状況 (3月1日現在)

※本調書は、市町村担当課において家庭保育室ごとに作成してください。

- 1 家庭保育室名 \_\_\_\_\_
- 2 市町村による立入調査実施日 月 日
- 3 立入調査担当実施職員名 \_\_\_\_\_

- 4 立入調査実施による注意、指摘事項数及び内容  
 指摘事項 項目  
 指摘内容
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

#### 5 保育室在籍児童、保育士数等

年 齢	保育士等基準数	児童数	所要保育者数	保育士現員
乳 児	1 : 3	人	人	人
1 歳児	1 : 6	人	人	人
2 歳児	1 : 6	人	人	人
3 歳児	1 : 20	人	人	人
4 歳以上児	1 : 30	人	人	人
合 計		人	人	人

- \* 所要保育者数は、児童年齢ごとに算出 (小数点以下第2位を切り下げ) し、合計欄においてそれらの和の小数点以下第1位を切り上げる。
- \* 保育士現員は、年齢別担当人数が異年齢児保育を行う等により明らかでない場合は、合計欄のみでもよい。

- 6 児童の健康診断実施日  
 第1回 月 日 第2回 月 日

- 7 保育室職員健康診断実施日  
 月 日

#### 8 調理担当職員検便実施日

4月	月 日	10月	月 日
5月	月 日	11月	月 日
6月	月 日	12月	月 日
7月	月 日	1月	月 日
8月	月 日	2月	月 日
9月	月 日	3月	月 日

#### 9 避難、消火訓練実施日、結果等内容

4月	月 日		10月	月 日	
5月	月 日		11月	月 日	
6月	月 日		12月	月 日	
7月	月 日		1月	月 日	
8月	月 日		2月	月 日	
9月	月 日		3月	月 日	

注1 この調書は、家庭保育室運営費補助金の交付を受けた場合、家庭保育室ごとに作成すること。

- 2 4の職員健康診断実施日が複数にわたる場合は、その旨記入すること。

また、配偶者の職場検診を受診した職員については、診断結果を確認した日とすること。

(5) この様式は、家庭保育室から市町村長に提出してください。

## 家庭保育室改善報告書

令和 年 月 日

市町村長 様

家庭保育室名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

家庭保育室等運営費補助事業実施要綱等による基準の適合について、改善報告書を提出します。

1 改善を要した事項

2 改善結果の内容

3 改善完了年月日 \_\_\_\_\_

注1 改善計画書を提出した場合は、必ず改善報告書を提出してください。

2 改善計画書による改善が完了しなかった場合、要綱等に定める基準に適合しないこととなるため、補助金返還の対象となります。